

観点としてのリスクと公共的相互性

後藤玲子

1. はじめに

近年、アメリカでベストセラーになった『災害のユートピア』（ソルニット、2009=2010）の中で、レベッカ・ソルニットはイラク戦争で息子を亡くし、ブッシュ大統領の農場の外にキャンプを張り続ける母親（「キャンプ・ケーシー」と呼ばれる）の姿を次のように紹介する。

（シンディ・シーハン）まるで、息子を失った悲しみが通常のすべての欲求をえぐり出し、純粋な目的のみを残して空っぽになってしまったかのようだ（ソルニット、2009、398:かっこは引用者による補足）。

ひとの生にはおびただしい偶然が伴う。いま自分がこうして在り、他者がそのように在ることは、実のところ、いくつかの偶然的事象の所産にすぎないことを私たちは知っている。金持ちであろうとも、貧乏人であろうとも、不慮の災害から逃れることはできない。完璧にリスク対策をとったはずの富裕者が——ほとんどゼロに近い確率にリスクを減少させたにも関わらず——実際には事故に遭遇することもある。はたして、このような偶然性の事実、不利性を被った人々を遺棄したまま、固定しがちな社会階層を揺り動かすほどの力をもちえるのだろうか。本稿は、「リスク」という用語を、規範哲学的な概念として、つまりは、代替的な社会制度を構想する際の基礎概念の1つとしてとらえ返す試みである。

かつて、フランク・ナイトは、測定可能かつ客観的確率でとらえられる不確実性を「リスク(risk)」と呼び、測定不可能で主観的確率しか割り振れない危険事象一般に「不確実性(uncertainty)」の語をあてた（Knight, 2006, 233, 初刊は1921年）。それに対して、近年、ウルリッヒ・ベックは、主著『危険社会—新しい近代への道』（Beck, 1986=1998）において、社会システムの関与によってもたらされる、あるいは、社会システムが関与しないことによってもたらされる危険な事象を——測定可能であるか客観的確率でとらえられるかにかかわらず——「リスク」と呼んだ。

以下の議論では、社会の関与をリスクの要件とする点で、ベックの定義を採用する。ただし、何を具体的にリスクと同定するかについては、いま、ここで、ある個人に起こった出来事に、人間さらには社会に起こりうる偶然性を見出すことができるのか、あるいは、その個人が被った損害を、社会で対処すべき事柄と見なせるかに依存して変わりうるものとする。個々人が被るさまざまな不利性（disadvantage）に焦点を当て、それらを、——個人を支える単位としてわ

れわれが構想しうる社会の——社会制度的な観点からとらえ返そうとする点で、本稿の関心は、福祉とそれを支える公共性の関心と共通する。

2. 「向こうに横たわるより広い眺め」

例えば、上述したベックは、1980年に、リスクの遍在化・大型化といった社会現象をとらえ、それらが、既存の社会階層分析をどう塗り替えるかに関心をもった。同様の関心は、上述した『災害のユートピア』にも見られる。同書は、2005年にアメリカのルイジアナ州を襲ったカトリーナ・ハリケーンの後にかかれた。そこには、次のような印象的な一節がある。

災害も公的機関や社会構造を崩壊させ、個人の生活を一時停止させ、その向こうに横たわるより広い眺めを見えるに任せることがある（ソルニット、2009、440）。

ハリケーン・カトリーナが襲ったニューオーリンズ市は、ジャズの発祥地であり、多様な人種・民族と豊かな文化を誇る一方で、貧困率・犯罪率の高さと所得格差の大きさとで、アメリカでは何かと話題にのぼることが多い¹⁾。ここでは、アフリカ系アメリカ人と白人ブルーカラーは湖のある中心部低地に、白人富裕層は市の周辺部高地に居住する傾向があった。堤防決壊により市の80%が冠水し、電気・ガス・水道などのライフラインのほとんどすべてが破壊され、自家用車をもたない人々、車いすの人々は避難できずに取り残された²⁾。

後に、大規模自然災害に適した指揮系統のまずさが組織的問題として指摘された。同時に、根深い社会構造的な問題のあることが露呈した。避難用バスの利用にあたって（合法性を問う）「経歴チェック」がなされたこと、州警察官や州兵、群保安官らが人々の捜索と救出よりも、商品や所有物の略奪阻止を、第一の目標としたことなどが指摘されている。災害救助を指揮する地位にある人々が、犯罪や逸脱などの反社会的行為を警戒し、それに対する防衛を優先させた理由は、単に、日常的な規範を無意識のうちに優先させたからではなく、特定の集団に対する明確な差別意識にもとづくものであった。

だからこそ、ソルニットは「向こうに横たわるより広い眺め」と、続々とそこに到来する小さな集団の自発的なコミュニティ再建の実践に、新たな共同性と公共性の地平を展望したのである。例えば、「コモンランド」、ACCON（The Association of Community Organization for Reform Now）、「ハビタット・フォー・ヒューマニティー」など大小組織の豊かな活動を描き出している³⁾。「被災者とともに働く」ために食料を支給し、道具の貸出しを行い、コミュニティづくりに向けた住宅援助・就労支援を行うなどである。

だが、実のところ、この「広い眺め」とは、異なる多くの人々が、まったく違った角度から眺めうる光景でもあった。ある人々はそれをアメリカ連邦国家の危機と統合の観点からとらえた。例えば、備え（preparedness）、対応（response）、緩和（mitigation）、復旧（recovery）という4つの対策を軸とする「国家対応枠組み」が策定され、人的災害や大規模事故を含むあらゆる種類の災害に対して、連邦政府が一元的に統括する強固な仕組みが確立された（「FEMA」の権限強化）。

また、ある人々は、それをグローバルな資本力と地元政治力の結合の観点からとらえた。「白人ビジネスと黒人政治的支配層」（デイヴィス、2006）の結合は、大規模自然災害を、既存の社会・経済システムを刷新し、新事業を展開する絶好のチャンスとしてとらえた。グローバルな資本力と地元の政治力をもとに、電力、通信、交通、医療、防衛などの分野で民営化を進めることと併せて、公教育、公共住宅、公的医療制度、公共交通、刑事司法など公的制度の縮小を図った。代わりに、これらは高額利用料の民間施設や私立学校やチャータースクール（特別契約公立学校）に替えられる。

さらに、別の人々は、私有財産制を基盤とする「リスクの個人化」、例えば、セキュリティの民営化の観点からとらえた。1つの典型は、民間病院、民間セキュリティ、大型発電機などを完備した「ゲーテッド・コミュニティ（高額私設機能空間）」である⁴⁾。ナオミ・クラインは、これを「民営化国家」と呼ぶ。少なくとも対内的な、個人の利益に直結した国家機能の多くをカバーするという意味では適切な呼称である。ここには、個人の目的の単純加算以上の「国家」の目的はない。経済（資本）から独立した政治（権力）が発生する余地もない。その意味では、きわめてリベラルである。だが、その一方で、ここには、同時に、だれであれ個々人の基本的福祉に等しく配慮するといった「公共性」の論理もない。

結論的にいえば、事実としてのリスクの遍在化・大型化が、既存の社会階層を無効化するとはいえない。一方で国家存亡の危機と国民の受忍義務といったイデオロギーに取り込まれることを退けつつ、他方で、平時にわれわれが所与としているリベラルな規範、幸福追求権や私的財産権などを超えて、さまざまな不利性を被っている人々を支援しうる、新たな共同性と公共性の立ち上がりに期待することは、きわめて困難だと言わざるを得ない。

だが、民族・文化・言語・セクシュアリティなどの「発見」が、従来の社会的・経済的不平等の分析視角の多層化を要請してきたことと同様に、個々人が遭遇するさまざまな危険事象に関する認識が、社会階層指標のさらなる多様化を要請する可能性はある。例えば、それは、多層化した既存の社会階層指標のうえに、幾すじもの見えない裂け目を刻み込む。ある社会の中の、——通常はごく少数の——だれかのもとに到来し、取り返しのつかない損害を個人の生にもたらし、死とともに消えていく、それらは、実のところ、どの社会の、どの個人のうえにも降りかかりうるという意味で、リスクと呼ぶに相応しい。

3. 観点としてのリスク

重い精神の病をもつ人々の家族の研究をしたアメリカの心理学者モナ・ワソーは、自ら重い精神の病をもつ子どもの母親でもある社会福祉学者 P. マグレガー（Macgregor）の論文の一節を紹介しつつ、以下のように解説を加える。

（私たちのような人間は）悲嘆者の最下層階級に加わった。この階級は、正常な悲嘆のプロセスを体験する権利を社会から奪われている。なぜなら、こういった者たちの喪失は、率直に認められたり、人前で悼まれたりすることがなく、社会的なサポートも受けられな

いからである (Wasow, 2000, 139)。

(このように) 家族の精神の病とともに生活することは、非常に大きなストレスをもたらす。そのため、家族は絶望的な考えや気持ちに追いやられてしまうことがある。しかし私たちの文化では、家族に対する陰気な考えや、冷たい考え、否定的な考えを表に出すと、響きを買う。だから、ほとんどの人がそういった気持ちを胸に秘めることが多い。すると、その気持ちが罪悪感や自責の念となり、悲嘆が終わらなくなる (Wasow, 2000, 20)。

終わることのない悲嘆を抱えた個々人が、「悲嘆者の最下層階級」であるとして、従来の社会階層論の枠組みで認知されることはまずないだろう。だが、このような個々人の悲嘆が、そして罪悪感や自責の念が、この社会で放置されることを、われわれがあらゆるリスクの1つと見なすとしたら、その観点は、現代社会の福祉制度に対するわれわれの評価に影響を及ぼすに違いない。

ここではこれを「観点としてのリスク」と呼ぶ。それは、次の諸事実に着目する分析視角を指す。第一に、いかなる個人も偶然的な事象が発生するリスクを、完全に否定しきることができない点で、互いに対称的な存在である、つまりはリスクの前で平等な存在であること、そして、第二に、人は誰しも、制度として確立された「権利 (right: 正しさ)」を必要としないほど、その存在においても、意識においても、強く安定した存在ではないこと、とはいえ、社会には、第三に、リスクにさらされやすい人びと、リスクから逃れるための標準的な合理的営みが、かえってより深刻なリスクを招いてしまう人びとがいること。つまり、リスクに関する脆弱性については、個々人の間に非対称性があること。付記すれば、第四に、リスクが実際に発生したことと、発生しないこととの間には、否定しがたい非対称性が残ること。また、リスクが発生した中でも、重大な損害であった場合とそうではなかった場合との間にも、否定しがたい非対称性が残ること⁵⁾。

以上を通じて、ある個人に発生したリスクへの事後的な対処を、本人や家族、身近な人々に閉じるのではなく、より公共的な仕組みに開くことの必要性が示唆される。しかも、そのような仕組みが、いかなる個人においても、まったく他人事とは言い切れない——わずかなりとも「我が事」である——ことを示唆する。さらに、そのような仕組みを制度化された権利あるいは人権、すなわち、永続性と普遍性をもった (つまりはいつでもどこでも通用する) 個人の権利として確立することの有効性を示唆する。総じて、観点としてのリスクは、リスクにさらされやすい人びとへの特別な配慮を含んだ「福祉への権利 (right to well-being)」の確立を、人々が広く公共的に受容する1つの論拠となる可能性がある。

ただし、「リスクの前の平等」と「制度化された権利の普遍性」に象徴された、個人間の対称性の論理が、「リスクに関する脆弱性」と「リスクの発生的事实」における個人間の非対称性を乗り越える論理は自明ではない。

例えば、ある危険事象が10万分の1の確率で、社会の誰かに発生するとしよう。リスクの前で個々人は等しい。だが、リスクが発生した後に、リスクが現に発生した人と発生しなかった人が、リスクの前での等しさを保ち続けることは、通常、困難である。なぜなら、われわれは、他でもなくその人にリスクが発生したのはなぜなのか、それを必然とする固有の原因 (遺伝子

やら、特別の嗜好やら、生活習慣やら）をその人の中に探し出そうとするからである。その固有の原因は、リスクがその人に発生し、自分には発生しなかった理由を因果的に説明する。自分がそのリスクの発生を逃れているのは、自分がそれらの原因を遠ざけていたことの必然的な結果なのだ。さらに、それらの要因に関して、事前的な選択の自律性、あるいは、自己責任が少しでも認められるとすると、リスクが他でもなくその人に発生し、自分には発生しなかったことが、規範的にも正当化されることになる。

とはいえ、人々は、通常、このようなリスクの発生に関する原因探しは、所詮、憶測にすぎないことを自覚している。加えて、そもそも危険事象の発生確率自体が、いくつかの条件のもとで導出された蓋然性にすぎないことを知っている。そうである限り、ここで得られる正当性の感覚は、強固な信念となることを免れる。つまり、後から来る別の論理による訂正可能性に開かれる。だが、ここにリスク予防という観点が導入されると事態は明らかに変化する。リスクの発生原因をあらかじめ特定化し、回避する手立てをとらなければならないとなると、憶測を憶測のまま保持してはいられなくなるからである。社会統計学等にもとづく要因連関分析が試みられ、科学的因果論が構成される。

このリスク予防の観点は、リスクの原因を探究する営みを「犯人探し」に転化する恐れがある。例えば、社会統計学で特定化された要因は、社会的に操作可能な変数として、改善あるいは排除の対象とされる。その一方で、社会統計学で説明不可能とされた要因は、個々人のきわめて個人的な特質か落度とされ、社会的には放置され、リスクが発生した後の結果は、たとえどれほど酷いものであろうと、自己責任に帰着させられる恐れがある。

例えば、「アフリカ系アメリカ人」が犯罪にコミットする確率は統計的に有意に高いという数字が出されたとしよう⁶⁾。それを引用する研究者の目的は、犯罪は個人的道德の問題ではなく、基本的権利の実質的平等が実現されていないことの証であるから、そのグループに対する実質的平等を図るとともに、そのグループに対する刑罰を減量すべきだと主張することにあつたとしよう⁷⁾。だが、「犯罪リスクの予防」という観点からは、その数字はアフリカ系アメリカ人という属性をもつ人々に対する無差別な取り締まりを強化する格好の材料とされかねない。その一方で、あらかじめ特定化された要因に依拠して社会統計的に特定化することのできない（社会的カテゴリーから外れる）ケース（例えば、白人の中間層の中高学歴の若者）に関しては、もたらされる結果は集団的傾向ではなく、もっぱら本人の自律的選択、あるいは、個人的な責任と見なしてよいという理由を与えかねない。

このようにリスク予防の観点のもとでは、偶然性の論理は、因果と決定の論理に取り替えられやすくなる。リスク概念に含まれていた確率的蓋然性に替わって因果的必然性の論理が、そして、不確実性に替わって確実性（決定性）の論理が、リスク予防の観点で前面に押し出されてくる。そもそもリスクとされることからは、ない方がよいとされていることがらであるから（リスクを負の原動力として努力を喚起するといったメリットを除けば）、リスク予防という目的の価値は否定しがたい。そして、その目的を遂行するうえでは、偶然よりは必然が、蓋然性より確実性が価値的に優位に立つ。けれども、ここで因果と決定の論理が、選択と責任と結びつき、規範的色彩を強く帯び始めるとき、「リスクの前の平等」というもう一つの規範が侵食されかねないのである。リスクの発生の原因となる要因を回避するよう、選択できたはずの個人が、リ

スク発生の責任を負うべきであると。

「観点としてのリスク」は、リスクを再度、偶然としてとらえ直すことを要請する。リスク予防の観点が、リスクから偶然性を取り除こうとする実証科学的営みであるとしたら、観点としてのリスクは、リスクに偶然性の視点を再定位しようとする規範哲学的営みである。両者は、リスクの偶然性をめぐっていわば反対方向にかじをとる。ただし、両者は矛盾し合うものではない。リスクにはもともと偶然性と因果性の両方が、含まれているのである。どれほど蓋然性は高くとも、起こらない可能性を完全には否定しきれない。どれほど蓋然性は低くとも、起こる可能性を完全には否定しきれない。それが、ある事柄がリスクであることの本質であるとしたら、重要なことは、蓋然性の高いリスクとその損害を可能な限り予測して、その発生を防止する対策をとるというリスクの予防原則とは矛盾しないかたちで、社会の中の誰かのうえに、実際に、降りかかってきてしまう災厄のもたらすさまざまな損害を、事後的に補償すること、両者を別個の論理ととらえたうえで、両方に対応する仕組みを社会的に用意することである。

現代、「連帯」の規範で社会保険に誘うことは難しい。リスクが事実として個人化しているとしたら、リスクの発生確率や選好、さらには貢献に関する個別性を考慮に入れた個別的衡平性の論理が適用可能となるからである。「観点としてのリスク」は、事実として個人化しているリスクの目前で、リスクの前の平等を喚起する。そして、実際に、困難に陥ったときには、いつでも、どこでも、だれであっても事後保障としての支援を受けることのできる制度の構築に向かう。その1つの構想として、Gotoh (2013) は、現代正義論の中心的概念である「公正としての正義」に替わる新たな視角として、「公共的相互性としての正義」の構想を提示した。以下では、その要点を紹介したい。

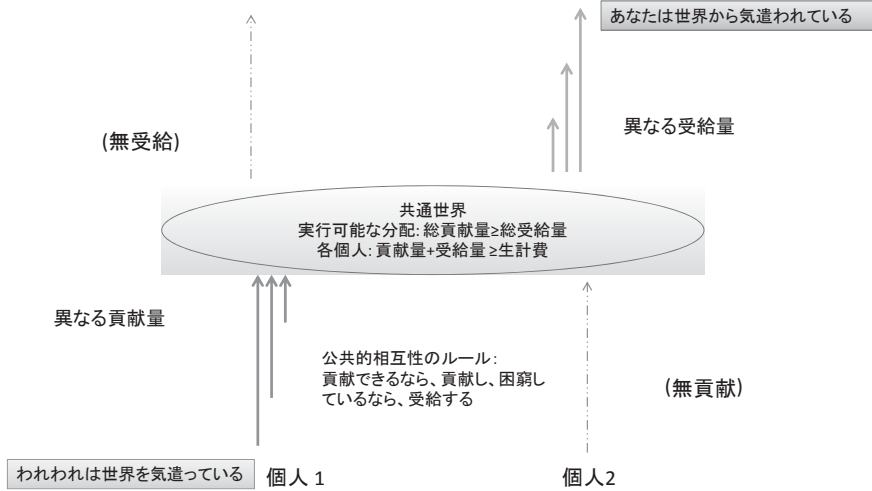
4. 公共的相互性の構想

第一絵図において、左下の矢印は、同様に貢献できるものの、異なる貢献量であることを、右上の矢印は、同様に受給するものの、異なる受給量であることを表す。同様に貢献している個人の間でも、貢献量の相違がある、また、貢献量と受給量との割合に関しても相違がある。さらに、もっぱら貢献するだけの個人、あるいは、もっぱら受給するだけの個人も存在する。また、ある個人はたくさんの貢献を（できるときに）したあとで、（困ったときに）少し受給をし、ある個人は少ない貢献のあとでたくさん受給をする。

もし、われわれが、人を、ロールズのいう「個人としての個人」、すなわち、効用のコンテナとしてのみ眺めるとしたら、かくも非対称的で、釣り合いを欠いた世界で、これらの人々の間に「相互性」を認めることは難しいだろう。だが、センが「ポジショナルな客観性」の語で主張するように、個人をさまざまなパラメーターの束である「ポジション」で捉えるとしたらどうだろうか⁸⁾。個人は、いまここで、社会の中であるポジションを占めている。それは、歴史的・文化的・自然的に特徴づけられた現実のポジションであり、容易に他者と交換することはできない。ただし、あるポジションは、個人の名前に付着するものではなく、同様のパラメーターを満たすだれもが占める可能性のあるものである。

このポジションを捉える視座は、もし私たちがあなたたちのポジションをとったら、私たち

公共的相互性としての正義：個人1は、個人2もまた同一のルールを受容することを条件として、ルールを受容する。



出典: 著者

図3：貢献者 / 受給者の間の相互性

もあなたたちのように受給するだろう、そして、あなたたちが私たちのポジションをとったらあなたたちも貢献するだろう、といった推論を可能とする。注記すれば、ポジションを特定化する作業は、カテゴリーを手掛かりとする点で、社会統計学的な要因特定化作業と共通する。ただし、肝要なことは、既存の社会統計学的カテゴリーのいずれにもあてはまらない、例えば、先に挙げた、「白人で中間層、中高学歴層男性、健康」のようなケースを、まったく個人的とみなすことをくい止める考え方を背景にもつ点にある。むしろ、きわめて個人的なものに、いまだ特定化されていないポジショナルな影響を見、きわめてポジショナルなものを蓋然性として見るにとどめることを要請する。

第二絵図は、より実体的な社会における公共的相互性を表す。各人は、可能であれば、ジョブを通じて、つまりは自分の職業的スキルの提供を通じて、世話をできる人の世話をする。その一方で、他の人のジョブを通じて、つまりは他の人の職業的スキルの提供を通じて、自分の愛する人の世話をされ、自分の愛する人への思いや関心は精神的につながれている世界である。時間や労力等の資源には限界があるから、ジョブを通じて他の人に注がれた資源は、1日が終わる頃にはほぼ尽きるだろう。けれども、愛する人への思いや関心は、物質的世話から独立に保たれており、そのおかげで尽きることはない。それはジョブの後にもつづくことができるし、もっといえば、愛する人を失った後にもつづくことができるし、さらには、愛する人が生まれる以前から始まることができる。

ここでいうジョブとは、いわば個々人の資源に基づく財やサービスの産出を束ねる社会的ポジションである。それは、個々人が、自分の愛する人の世話を、それをするのできる人に（だれであれ）託すこと、他の人の愛する人の世話を、それをするのできる自分が（だれからであれ）託されることを可能とする。世話をすることも世話をされることも、社会的ポジシ

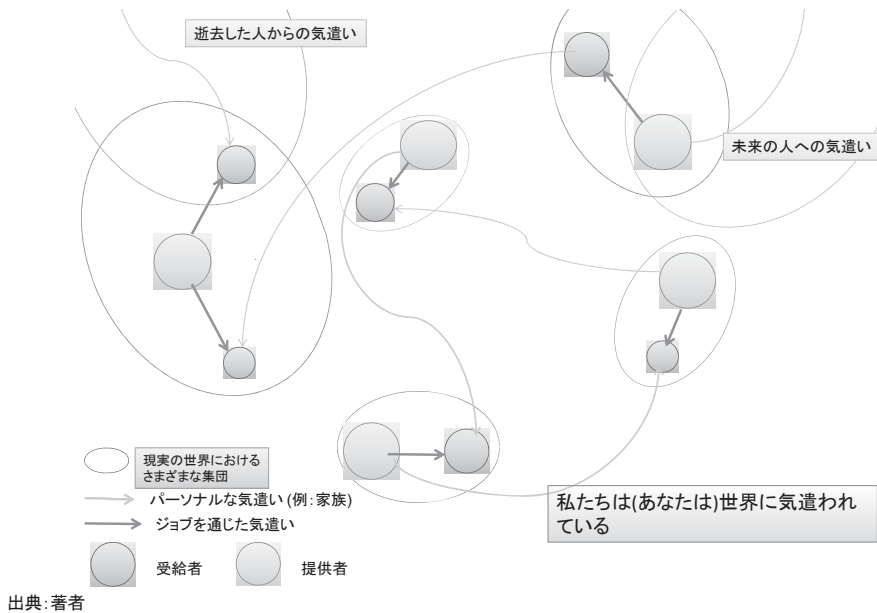
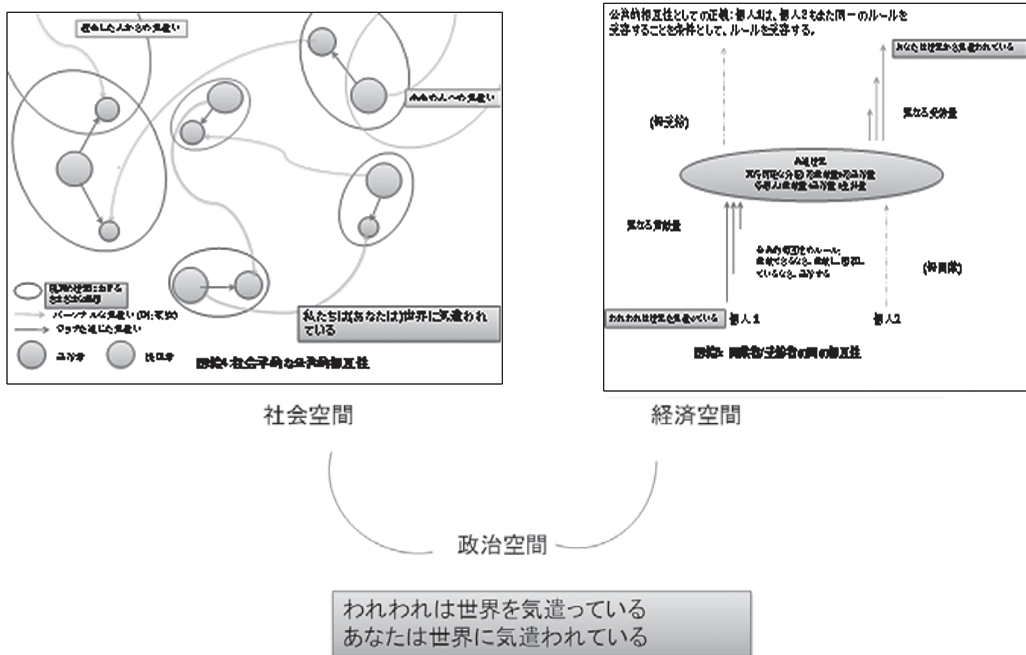


図4：社会学的な公共的相互性

ンを通じてなすこと、なされることであるから、特有の名前に付着するものではない。同様の条件を満たす人がいるとしたら、他の人に引き継がれる可能性を常に秘めている。だが、たとえそうであっても、そのことは、ジョブを通じた関係が完全に市場的交換（あるいは労働市場の流動性）に回収されることを必然とするわけではない。ある個人があるジョブを通じてある個人の世話をしたヒストリーが、例えば、両者の関係性が、そのジョブにもとめられる条件それ自体を変容させる可能性がある。

さらに、社会には、いま、ここでは、ジョブをもつことのない人が存在する。その人は、愛する人と自分の世話をともに自分でなしているかもしれないし、あるいは、どちらをも他人に託しているかもしれない。ジョブを通じて他の人の世話をしながら、同時に、愛する人の世話を続ける人もいるかもしれない。ここでも一般的に、個人間の対称性は成り立たない。そうだとすると、われわれはここに「相互性」を認めることができないだろうか。

第三絵図では、政治空間での「公共的相互性」を描く。ここでいう「政治的」とは、アーレントがいうように「世界に対する関心」を意味する。ここでいう「世界」には、経済空間における「公共的相互性」、ならびに、社会空間における「公共的相互性」が含まれる。要約すれば、政治空間における公共的相互性とは、人々が実際に受給し、世話をされ、また、貢献し、世話をしている世界への関心を表す。もし、人が世界に対して、このような絵図を思い描くことができるとしたら、人は実際に、そのように行動しやすくなるだろう。政治空間における公共的相互性と、経済空間・社会空間におけるそれは、入れ子構造になって、人々の認識と行動を深く規定する。



出典: 著者

絵図 5 : 政治空間における公共的相互性

5. 結びに代えて

以上、経済・社会空間で実践されている公共的相互性の行動と、政治空間における公共的相互性の認識との関係をとらえる枠組みを提示した。だが、その実現（すなわち、そのような認識の受容ならびに行動の選択）を必然とするロジックはここでは提示されていない。例えば、経済学で主流の分析道具である、個々人の制約付き最大化行動の間の均衡という概念は、道徳的仮定をできるだけ排した、理論的負荷の小さい論理で、ある社会状態の実現を説明する。例えば、個々人の選好にいくつかの条件を課したうえで、公共的相互性のもとで実現する「最適」は、市場的均衡で実現する「最適」と比べてパレート効率的であるといった議論は、できるかもしれない。あるいは、歴史的範型をもち出して、一定の歴史的条件のもとであれば、公共的相互性は実現可能となるといった議論をすることも可能かもしれない。だが、それらは十分条件でありえても、必要条件とはなりえないおそれがある。誤った形で、必要条件が語られるとすると、公共的相互性の実現を可能とする他のルートがとざされることにもなりかねない。

この点を考慮して、ここでは、公共的相互性の概念を、個人の社会科学の特性をとらえる理論モデルとして提示するにとどめたい。ポイントは、実体としての個人間の非対称性の事実と、ポジション概念を手掛かりとする公共的ルールの普遍的受容、すなわち、どの個人も、ある特定のポジションに位置するとしたら、そのルールが期待する行いや在りようを実現するであろう、という期待にある。「貢献することができるなら、貢献し、困窮していたら、受給する」、「ジョブについたら、ジョブを通じて他の人の世話をし、愛する人がいたら、ジョブを通じて愛する

人の世話をされる」, 「経済的次元と社会的次元に成り立ちうる公共的相互性を眺めることができたら, それらを見る, (眺めることは難しいとしても) 公共的相互性の中で生きることができるとしたら, 生きる」, このように, 共通のルールを介して, 相互の公共的相互性を認めることができる。

以上の点を確認して, 本稿の主題である「観点としてのリスク」に戻ろう。「観点としてのリスク」は, 公共的相互性の概念を支持する一定の根拠を与える。ある個人がある属性をもつがゆえにある行為を為したという必然性と, ある個人がその属性をもつこと自体の偶然性の双方を重く受け止めるとしたら, 自己(われわれ)とは異なる他者(彼ら)に対する資源移転の仕組みも, まったく自分のためではないと言い切ることはできないと。繰り返すとリスクは因果性と偶然性の2つをとともに本質とする。いずれかのみに収斂させることは不可能である。「観点としてのリスク」は, この事実をもとに, 個別的衡平性の論理と無条件的な事後保障の論理という2つの対極的な論理を, 換言すれば, 利益(欲求)の観点と正義の観点という2つの異なる観点を橋渡しする規範の1つに位置づけられる。

冒頭で紹介した, ソルニットの描く「キャンプ・ケーシー」の次の姿は, 利益(欲求)の観点と正義の観点を橋渡しする規範の象徴でもある。「息子を失った悲しみが通常のすべての欲求をえぐり出し, 純粋な目的のみを残して空っぽになってしまった」。死者の悲惨さと深い悲しみを背負った彼女の被害を, 彼女の利益において修復することはおそらく不可能であろう。彼女自身, そのような形で修復されることを望んでいない可能性もある。とはいえ, 彼女に対する支援が無駄だということにはならない。彼女が, 彼女の声を真摯に聴き, 応答する他者を必要としていることは確かだからである。そして, 支援することによって彼女に対するわれわれの配慮がようやく伝達可能となるからである。

注

- 1) 本節の記述の, 詳細については後藤(2014)を参照のこと。
- 2) 例えば, セント・リタズ・ナーシングホームの管理者が, 老人や身体障害者34人の入所者を置き去りにし, 過失致死容疑で起訴される事件が報道された。
- 3) ソルニット, 2009, 第5章参照のこと。
- 4) 渡辺靖は, ロサンゼルス郊外にある全米最大規模のゲーテッド・コミュニティについて, その特徴を詳しく, 的確に紹介している。渡辺によれば, 「この高級住宅街の周りは高いフェンスで囲い込まれ」, 「ゲートの内側はすべて私道扱いで。警備員が24時間巡回している」, 世帯平均年収は17万ドル, 一戸建ての価格は100万ドル以上という。渡辺(2010, 85-89)
- 5) 「観点としてのリスク」の語については後藤(2004)参照のこと。
- 6) Wilkinson, 2009, Kelly, (2013) .
- 7) Kelly (2013) 参照のこと。
- 8) Sen, 1993 (Sen, 2002 に再録)。

参考文献

- Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag (東 康, 伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』1998年, 法政大学出版局)。
- Gotoh R. (2013) "Justice as Reciprocity Reexamined in the context of Catastrophe", 『言語文化研究』,

vol.24, 4, 33-42.

- Kelly E. (2013) "Desert and Fairness in Criminal Justice" (forthcoming), presented at the Seminar with Professor Erin Kelly, June 3, 2013, Ritsumeikan University
- Knight, F. (1921/2006) *Risk, Uncertainty and Profit*, Dover Publications, Inc.
- Rawls, J. (1971a): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Rawls, J. (1971b): "Justice as Reciprocity," in Samuel Gorowitz ed. *John Stuart Mill: Utilitarianism, with Critical Essays*, reprinted in *Collected Papers* (1999, 190-224)
- Rawls, J. (1999), *Collected Papers*, Harvard University Press.
- Sen, A. (1993): "Positional Objectivity," *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 22, pp. 126-145 (reprinted in *Rationality and Freedom*, 2002, 463-483).
- Wasow, M. (2000) *The Skipping Stone—Ripple Effects of Mental Illness on the Family*, Science & Behavior Book.
- デイヴィス・マイク（長原豊訳）（2006）「ニューオーリンズの置き去りにされた者たち」、『現代思想』、1月号。
- ソルニット・レベッカ（高月園子訳）（2010）『災害ユートピア』、亜紀書房。
- 後藤玲子（2004）「リスクに抗する福祉とは」、橘木俊詔編著『リスク社会を生きる』、岩波書店、pp.275-306.
- 後藤玲子（2014）「災害カタストロフィにおける個人の『福祉』と『公共性』——アメリカ合衆国の連邦災害政策を素材として——」、『海外社会保障研究』、Autumn 2014, No. 188.
- 渡辺靖（2010）『アメリカン・デモクラシーの逆説』、岩波新書。

